

いじめ防止基本方針

岡山市立妹尾中学校

◆いじめ防止のための基本的な方向

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

また、すべての生徒に関係する問題であるので、未然の防止・早期発見・対処等、組織的に対応していく。

◆いじめ防止のための取り組み

- (1) 気持ちのよいあいさつを習慣づける
 - ・生徒・教員で積極的にあいさつをすることで、よりよい人間関係づくりを行う。
- (2) その場に応じた動作、言葉遣いを身につけさせる
 - ・周りの状況を考えながら、行動や発言ができるよう、積極的に声掛けを行う。
 - ・差別的な発言は絶対に許さないという姿勢を示す。
- (3) すべての生徒に集団の中で所属意識を持たせ、責務の遂行を促す
 - ・清掃活動・給食準備・係活動・委員会活動・班活動など、自分の仕事を責任もって行わせる。
- (4) 思いやりの心を育てる
 - ・集会や道徳の授業を通して、自分のことを振り返り、周りの人のことを考えて行動できるようにする。

◆いじめの早期発見

- (1) 定期的に生徒とかかわり、アンケートの実施を行う
 - ・家庭訪問の実施（4月）
 - ・個人懇談の実施（7月、11月）
 - ・教育相談の実施（6月、11月、2月）
 - ・生活アンケートの実施（毎月）
 - ・ケータイ・スマホアンケートの実施（年2回程度）
- (2) 普段の生活の中で生徒と関わる
 - ・授業や休み時間に生徒と関わることで、生徒の状況を把握する
 - ・生活ノートを点検することで、生徒の変化に気づく

◆いじめに対する措置

- (1) いじめ問題に取り組む校内組織
 - 生徒指導委員会
 - メンバー：校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、不登校担当教諭
 - ・週に1回の生徒指導担当係会で、各学年の生徒の様子、学年内での動き等の情報交換を行う。
 - ・いじめ事案が発生した場合には、情報を取りまとめ、指導・支援体制を組む。また、スクールカウンセラーの協力を得る。

- (2) いじめ対応の流れ

いじめ情報

↓

- ① 情報を集める
 - ・教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「組織」に情報を集める。
(いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める)
- ② 指導・支援体制を組む
 - ・「組織」で指導・支援体制を組む。
(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

- ③ A 生徒への指導・支援を行う。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制を作る。
 - ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
 - ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- B 保護者と連携する
- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）への家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ④ 教員間で指導の経過を共有する
- ・指導後、教員間で情報を共有し、支援に努める。
- ⑤ 必要に応じ、早期に関係機関との連携していく
- ・警察、市教育委員会、こども総合相談所、地域子ども総合センター等

◆いじめの解消について

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事案も勘案して止んでいることとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

◆学校として特に配慮が必要な生徒についての対応

- (1) 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- (2) 帰国子女や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (3) 性同一障害や性的嗜好・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一障害や性的嗜好・性自認について、教職員及び生徒への正しい理解の促進や、学校として必要な対応をする。
- (4) 東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (5) 新型コロナウイルス感染症にかかわるいじめを防止するため、感染した生徒や濃厚接触者となった生徒が受ける心身への影響や、差別や偏見への不安感を教職員が十分に理解し、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。